

## 2月に引き続き、3月も滞納整理強化・納付推進月間です！

### 「おしえて おさむね君!」 税金滞納Q & A



給料日が毎月5日なので、5日に税金を納めたのになんで督促状がきたの？



**前月末が納付期日のものではないですか？**納付期日を1日でも過ぎてしまうと督促手数料（100円）が加算された督促状が発送されます。

給料日が5日なら、その月末が納付期日となっている税金を納めて、**納期内に納付できる**ようにしましょう。



納付書だと納めるのを忘れるんだけど、何かいい方法はないの？



そんな方には、**口座振替がおすすめ**です。町の指定する金融機関で申し込みをするだけで、簡単に口座から引き落しすることができます。残高不足等で引き落としできなかった方には、督促状が発送されますので、毎月25日の引き落とし日前に、必ず残高を確認しておきましょう。

毎月の広報みなみさんりく、防災行政無線放送、メール配信サービス「生活支援情報」で税金などの納付期日をお知らせしています。中でもメール配信サービスは、登録も簡単で、ご自分の**パソコンや携帯電話に納付期日をお知らせ**するので、すごく便利です。ぜひ活用ください。

※南三陸町生活支援メール配信サービス  
登録はURL [http://minamisanriku.todoku.jp/p/member\\_register.php](http://minamisanriku.todoku.jp/p/member_register.php)



### 役場から黄色い封筒が届いていませんか？

滞納がある方には、黄色の封筒で「催告書」や「差押執行予告書」を発送しています。同封の納付書で、**指定された期日までに必ず納付しましょう**。納付が確認できない場合、財産の差し押えを受けることになります。

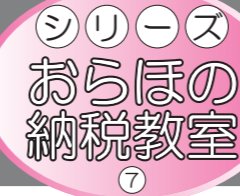
計画的な資金繰りを心がけ、納税に不安がある方は、早めに納税相談をしましょう。



納税相談できる日	時 間	場 所
3月6日(金)	午前10時から午後4時	役場1階 町民税務課 納税相談室
3月17日(火)	午前10時から午後8時	
3月18日(水)		
3月19日(木)		

問い合わせ・ご相談 町民税務課税務係 ☎46-1372

**※納税相談は、完全予約制となります。納税相談担当職員が不在の場合には、納税相談ができませんので、必ず事前の電話予約をお願いします。**



前回までは確定申告関係を中心にお伝えしてきましたが、今回は、軽自動車税のお役立ち情報を紹介します。「おらほの納税教室」を毎号欠かさず楽しく読んで、税に関する知識を増やしていきましょう。

### いつまでに廃車すれば、来年度の軽自動車税はかからないの？

軽自動車税は、**4月1日現在で、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車及び二輪の小型自動車を所有している方に課税**され、4月30日の納付期限までに納める税金です。

#### 廃車や名義変更などで軽自動車等を手放した場合の軽自動車税

- ・平成27年**4月1日**までに手続きをしたものは、平成27年度の軽自動車税は**課税されません**。
- ・平成27年**4月2日**以降に手続きをしたものは、平成27年度の軽自動車税が**課税されます**。

※軽自動車税には、自動車税（普通車などにかかる税）のような月割で納税する制度はありませんので、たとえ4月2日に廃車しても、その年度の軽自動車税は全額納めなければいけません。

軽自動車等の取得や廃車などの手続きは、車両の種類によって手続き先が異なります。軽自動車等を取得したり手放したりしたときは、確実に手続きを行うようにしましょう。

車 種	主な車両	手続き先
原動機付自転車	総排気量125cc以下のバイク 3輪以上のもので50cc以下（ミニカー）	町民税務課（☎46-1372） 歌津総合支所町民福祉課（☎36-3921）
小型特殊自動車	農作業用のもの（トラクターなど） その他のもの（フォークリフトなど）	宮城県軽自動車協会 （☎022-388-6033）
軽自動車	軽乗用車・軽貨物（軽トラックなど） 126cc以上で250cc以下のバイク	東北運輸局宮城運輸支局 （☎050-5540-2011）
二輪の小型自動車	251cc以上のバイク	

<おさむね君のワンポイントコラム>

### 「さあ、今年の帳簿を付けよう!」

広報や申告教室、申告案内書など、機会のあるごとにお知らせしていますが、**漁業や農業などの事業所得などがある方は、平成26年1月から帳簿の記帳と書類の保存が義務化**されています。

1日5分の帳簿の記帳を、1年間ためてしまうと、確定申告の時期に約30時間かけて準備をすることになってしまいます。そうならないためにも、**収入や経費など事業に関係する取り引きごとに、きちんと帳簿を付けるように**しましょう。

「年明けて 毎年悩む **申告を深刻**にしない 帳簿付け!」



町・県民税（所得税等の確定申告含む）の申告相談期間は3月16日(月)までです。期間終了直前は会場が大変混み合いますので、早目に申告相談を済ませるようにしましょう。

#### <申告相談会場からのお知らせ>

震災等による損失を、次の年に繰り越して控除を受ける場合（**雑損失の繰越控除**）は、所得税の確定申告が必要です。

「所得がない」、「収入は年金だけ」、「年末調整が済んでいる」という方も、**確定申告をしないと、来年以降、雑損失の繰越控除を受けられません**。損失の繰り越しがある方は、忘れずに確定申告をしましょう。